

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年2月18日開催 全国地方銀行協会／

2026年2月19日開催 第二地方銀行協会]

1. 令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、青森県、新潟県、秋田県及び山形県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和8年1月21日からの大雪			
青森県	1月29日 (1月29日)	東北財務局	1月30日
新潟県	2月2日 (2月2日)	関東財務局	2月3日
秋田県	2月3日 (2月3日)	東北財務局	2月4日
山形県	2月4日 (2月4日)	東北財務局	2月5日

2. 南海トラフ地震への対応に係る監督指針等の一部改正について

- 南海トラフ地震に関連して金融機関が取るべき対応の一層の明確化に向け、各業態の監督指針等の改正案についてパブリックコメントを実施していたところ、2026年2月10日にその結果等を公表するとともに、同日付で改正後の監督指針等の適用を開始した。
- 各金融機関においては、改正後の監督指針等の内容も随時参照いただきながら、引き続き、南海トラフ地震を含めた災害時における適切な対応に万全を期していただきたい。

3. 不動産業向け貸出について

- 国内不動産市場を見ると、堅調な国内需要や建設資材の高騰等を背景に、東京や主要都市を中心に住宅用不動産及び商業用不動産の価格が上昇している。
- こうした不動産市況のなか、金融機関の不動産業向け貸出は増加基調にある。国内銀行の不動産業向け貸出の伸び率（前年同月比）はバブル期ほどではないものの、長期間にわたりプラスの伸びが継続しており、貸出ポートフォリオに占める不動産業向け貸出の割合は増加している。

（参考）不動産業向け貸出の伸び率・集中度

不動産業向け貸出の伸び率（2025年9月末）	国内銀行： （前年同月比）	+8.3%
法人向け貸出に占める不動産業向け貸出の割合（2025年9月末）	国内銀行： （前年同月比）	27.2% （+0.5%pt）

- 特に、一部の地域銀行では、法人・個人の不動産業向け貸出において、業種集中度が高い先や、東京や主要都市向け貸出の割合が高い先がみられることから、これらの地域銀行に対して、不動産業向け貸出に係る与信方針・リスク管理の状況等についてモニタリングを実施したところ、以下のようなリスク管理体制上の課題が確認された。
 - ・ ヒアリング対象先の多くは、各金融機関のリスク特性を踏まえた限度額管理を行っているが、一部の先では限度額を設定していない、あるいは経営体力に比して高い限度額が設定されている可能性がある
 - ・ ヒアリング対象先の中には、金利上昇や不動産価格等の情勢の変化を踏まえたストレステストを実施しているほか、そのストレステストの結果を会議体へ報告するだけでなく、入口審査や期中管理等への活用を行っている先がみられたが、十分なストレステストを行っていない、又はストレステストの結果を活用できていない先があった。
- 不動産業向け貸出に注力している地域銀行においては、こうした結果を踏まえ、不動産市況の動向を注視しつつ、各金融機関の規模・特性を踏まえながら、不動産業向け貸出に係るリスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。金融庁としては、今後対話等を通じてその取組状況について確認していく。

4. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 企業価値担保権の実装に向けた有志の勉強会では、様々な個別の論点について、活発に御議論いただいている。
- 勉強会での議論の成果は、各テーマの性質に応じて、何らかの成果物にまとめたい。各協会を通じ、各金融機関の御意見をしっかりと反映して、丁寧な取組を進めていきたいと考えているので、御協力をお願いしたい。
- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。
- 今までに無い制度のため、よくわからないという金融機関が大半だと認識しており、金融庁としても、足元、「現場の担当者の腹落ち」を最優先に取り組んでいる。
- 例えば、有志の勉強会の開催や「業種別支援の着眼点」の勉強会の開催もその一環である。また、制度開始以降も、他の金融機関の取組事例も共有していきたい。無理に施行時から取り組んでいただくのではなく、長年にわたり時間をかけて育てていく話だと思っている。
- 質の高い取組を実現するためには、頭取の皆様の意欲・温かい御支援はもちろん、現場の担当者にある程度腹落ちして利用いただくことが重要である。
- 具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとされる金融機関においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

5. アタックサーフェスマネジメント（ASM）に係るモニタリングについて

- 他業種において業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象が頻発しているところ、サイバー攻撃に対しては、外部との接点に係る脆弱性の適切な管理等の基本的な対応を徹底することが重要である。金融庁において、金融機関におけるアタックサーフェスマネジメント（ASM）の状況を把握するために、複数の金融機関に対し、アドホックなオフサイトモニタリングを実施することを検討している。対象金融機関には個別に連絡を行う。

（参考）アタックサーフェスマネジメント

ウェブサイトやインターネットバンキングなど、組織の外部からインターネットを通じてアクセス可能なシステム・機器を発見し、それらに存在する脆弱性（弱点）などのリスクを継続的に検出・評価する一連のプロセス。

6. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall2025)の結果還元について

- 2025年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall 2025)」の評価結果を、2026年1月末日に参加金融機関に還元した。2026年2月中を問い合わせ期間としていることから、評価内容を御確認いただき、御不明点があれば、還元時に御案内する窓口に御連絡いただきたい。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、インシデント対応手順の見直しをはじめとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- また、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。
- 今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- 演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会を通じて、業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

7. 横浜グリーンエクスポ(2027年国際園芸博覧会)について

- 2027年3月、横浜グリーンエクスポ(正式名称:2027年国際園芸博覧会)が開催される。1都3県で初の万博であり、花や緑、食と農の魅力に加え、脱炭素など地球環境課題の解決に資する日本の技術を世界に発信する。
- 横浜グリーンエクスポは、累次の閣議決定や閣議了解に基づき、政府が博覧会国際事務局(BIE)に認定申請し、その認定を得て、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を進めているものである。
- 同協会より金融庁に対し、横浜グリーンエクスポの開催に向けた協力の要請があり、2026年1月23日に全国地方銀行協会／第二地方銀行協会へ周知した。本協力について、会員金融機関への周知をお願いしたい。

(以上)